

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [タイムカードにおける判例（3）](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[🔍 キーワード検索はこちら](#)

### タイムカードにおける判例（3）

タイムカードの記載から、直ちに就労時間の算定をすることができないとしたもの  
 タイムカードの記載から直ちに就労時間の算定をすることができないとした判例もある。  
 それらは個々の事業所の実情を総合的に勘案して、タイムカードの打刻時刻による労働時間認定の適否が斟酌されている。

#### タイムカードにより直ちに労働時間と算定できないとしたもの

三好屋商店事件・東京地判 昭63.5.27	「就業開始前の出勤時刻については余裕をもって出勤することで始業後直ちに就業できるように考えた任意のものであったと推認するのが相当である」
北洋電機事件・大阪地判 平元.4.20	「被告におけるタイムカードも従業員の遅刻・欠勤を知る趣旨で設置されているものであり、従業員の労働時間を算定するために設置されたものでないと認められる」
共同運送(割増賃金)事件・東京地判 昭63.5.27	「タイムカード記載の出勤時刻を前提に算定された深夜労働の時間の中には労働者の都合により必要以上に早くから業務を開始し、余った時間で目的地に到達してから取った仮眠時間が一定程度含まれているというべきである。」
国民金融公庫事件・東京地判 平7.9.25	「原告労働者が手帳に記載していた時間外労働に関するメモは信用性が低く労働時間として認定することはできないが、関連する業務を行う部下の残業時刻のメモについては、矛盾する記載がない場合に限り、原告も時間外労働をしたものと認める。」

[\(つづく\)](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.